

平成 2 2 年度包括外部監査の結果に対する措置事項の公表
(中 区 役 所)

- 1 監査結果公表年月日
平成 2 3 年 2 月 7 日 (広島市監査公表第 7 号)
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成 2 3 年 6 月 2 3 日 (広中建第 4 3 号)
- 4 監査のテーマ
市有財産の有効活用について
- 5 監査の結果 (指摘事項) 及び措置の内容

未利用地について (所管課：中区役所建設部建築課)	
監 査 の 結 果 の 要 旨	措 置 の 内 容
<p>江波南住宅 7 号, 1 1 号及び 2 5 号については, 市営住宅としての使用を中断し, 建物を取り壊し更地とした後も行政財産となっており, 近隣住民による耕作地としての無断使用が長期化している。広島市財産規則第 1 6 条に従った適正な財産管理がなされていない。これらの土地は, 面積からして公共用地としての利用可能性はないと思われるが, 立地条件が良く宅地として売却可能であるので, 財源確保のために, 速やかに原状回復させ, 行政財産としての用途を廃止し, 売却を図ることが適当である。</p> <p>なお, 無断使用の状態が長期化しており, 権利関係などの問題が発生し, 原状回復が困難となる場合も想定されるので, 売却に向けては専門的な知識や経験の蓄積を有する財政局管財課等の側面的な協力が必要であると考え。</p>	<p>平成 2 2 年 4 月以降, 財政局管財課と逐次対応を協議しつつ, 無断使用者に対して鋭意折衝を行い, 平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日に全ての土地について, 耕作物を撤去させ, 無断使用の状態が解消したことを確認した。</p> <p>さらに, 平成 2 3 年 1 月 1 9 日付けで, 行政財産としての用途を廃止し, 普通財産に分類替えを行い, 財政局管財課に当該土地の売却依頼を行った。</p> <p>今後, 財政局管財課において売却のための手続を進める。</p>